

下田市立大賀茂小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

1 いじめ防止等の基本的な考え方

いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものである。ときにいじめは、児童の生命又は心身に重大な危険を生じさせる。そのため、本校では、いじめが起こりにくい人間関係を築き、学校や家庭・地域全体でいじめの未然防止に取り組むために、「いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめ防止等のための校内組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長・教頭・教務・教養・養護教諭・生徒指導主任・SC・SSW・P代表

※状況に応じて学級担任を加える。

(3) 役割

- ①いじめ防止基本方針の策定
- ②いじめの未然防止・早期発見
- ③いじめ事案に対する対応

3 いじめ防止等のための対策

(1) いじめの未然防止

教育活動全体を通じて、子供一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊心）を高め、きまわりを守ろうとす意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましく育むことができるように努める。また、わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加、活躍できる授業を工夫する。さらに、本校研修テーマ「対話を通して考え、主体的に学び合う子」の実践を通して、互いを認め合う雰囲気作りに努め、自己有用感を味わうことができるようにしていく。

道徳の学習において、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が持てるよう指導する。

(2) いじめの早期発見・早期対応

(早期発見)

いじめの早期発見のために、在籍する児童に対して定期的な調査を実施する。

- ①全児童対象生活（いじめ調査項目含む）アンケート 各月実施
- ②「子どもを語る会」の実施

いじめ早期発見のために、全教職員で全児童を見るという意識を持つ。

- ① 様子がおかしいと感じた児童、孤立化している児童を見かけたら、積極的に声をかけをし、その様子について職員間で確実に報告を行い、情報を共有する。
- ② 気になる児童について、カンファレンスシートを作成し、情報の引き継ぎを確実に行っていく。

いじめを訴えやすい機会や場を作り、子供や保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する。

- ① 個別懇談の実施
- ② 電話連絡や面談を使った家庭との相互連絡
- ③ 学校教育活動への地域住民の参加依頼推進
- ④ いじめ相談窓口の周知徹底を図る。

インターネットなどを通じたいじめについての研修を深め、様々な問題に対応できるように研修を進めていく。

- ① 情報モラルに関する研修への参加、校内研修の実施を進めていく。
- ② 携帯講座などを活用し、児童のネットトラブル防止への意識を高めていく。

(早期対応)

いじめ早期解決のために、「いじめ対策委員会」を中心に、全職員で問題解決にあたる。

- ① いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下すべての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の早期解決にあたる。

- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をしたうえで、いじめられている児童の安全を最優先に考え、いじめられている側の児童に対しては毅然とした態度で指導に当たる。

いじめ早期解決のために、家庭との連絡を密にする。

- ① いじめが起きた際には、家庭との連絡を確実にを行い、学校側の情報を的確に伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。

(3) 関係機関等との連携

- ① 日頃から教育委員会や警察、相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応をする。

4 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した場合には、速やかに下田市教育委員会に報告し、教育委員会の判断のもと、教育委員会、又は、学校内に組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、調査を行う。
- (2) 学校は、いじめを受けた子供及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。
- (3) 重大事態が発生した場合、学校は、調査結果をもとに、速やかに関係機関と連携して、事態の解決にあたる。